

沖縄県知事選挙に係る公営ポスター掲示場に掲示された  
選挙運動用ポスターへの落書き等（毀棄）について

この度、各市町村選挙管理委員会が設置した沖縄県知事選挙に係る公営ポスター掲示場に掲示された候補者の選挙運動用ポスターに落書き等がなされる事態が発生しました。

県選挙管理委員会では、このことについて、速やかに県警察本部に通報するとともに、各市町村選挙管理委員会に対し、落書き等の状況を調査したところ、7市町の25カ所の公営ポスター掲示場に掲示された選挙運動用ポスターへの落書き等が確認されたところです。

各候補者の選挙運動用ポスターは、選挙運動期間中、選挙事務所、個人演説会場内及びその表示板をつけた立札及び看板の類、選挙運動用自動車（船舶）以外は、公営ポスター掲示場にしか掲示できないことになっています。

今回の事案は、限られた範囲内での選挙運動を行う各候補者の選挙運動手段を不当に妨害する悪質で卑劣極まる行為であり、断じて許されるものではありません。

県選挙管理委員会では、落書き等のあったポスター掲示場の設置者である7市町選挙管理委員会に対し、各候補者の選挙運動用ポスターの貼りかえへの立ち会い等を依頼したところです。

引き続き、各市町村選挙管理委員会及び県警察本部との連携を強化し、情報の共有を図りながら、きれいな選挙の推進に努めてまいります。

平成26年11月5日

沖縄県選挙管理委員会委員長  
当山 尚幸

(選挙運動用ポスターへの落書き等があった公営ポスター掲示場数)

- 1 宜野湾市 8カ所
- 2 浦添市 4カ所
- 3 沖縄市 3カ所
- 4 南城市 3カ所
- 5 西原町 1カ所
- 6 与那原町 2カ所
- 7 南風原町 4カ所